

總行女20号
令和元年9月10日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところですが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第81号）が本年8月30日に公布され、その施行期日を同年9月6日とすることとされました。

また、同じく本年8月30日に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第82号）が公布されたところです。

加えて、本年9月5日に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第42号。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第107号）が公布されたところです。

これらの内容について、厚生労働省から地方公共団体の各機関の任命権者に対し通知されるとともに、同省から当省に対して、令和元年9月5日付け職発0905第11号（別紙）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、これらの趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術

的な助言)に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課
女性活躍・人材活用推進室 原、村松、ほりた堀田
電話：03-5253-5546（直通）

職発 0905 第 11 号
令和元年 9 月 5 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第 81 号）が本年 8 月 30 日に公布され、その施行期日を同年 9 月 6 日とすることとされた。

また、同じく本年 8 月 30 日に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 82 号）が公布されたところである。

加えて、本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第 107 号）が公布されたところである。

これらの内容について、今般、別添により都道府県の各機関に通知したところである。また、市町村の各機関に対しては当省都道府県労働局より通知することとしている。

については、貴職におかれても上記につき御承知おきいただくとともに、都道府県及び市町村に対し、適切に助言・啓発されたい。

職発 0905 第 10 号
令和元年 9 月 5 日

都道府県の各機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第 81 号）が本年 8 月 30 日に公布され、その施行期日を同年 9 月 6 日とすることとされた。

また、同じく本年 8 月 30 日に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 82 号）が公布されたところである。

加えて、本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第 107 号）が公布されたところである。

これらの主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、適切に取扱うとともに、都道府県知事部局におかれでは、下記内容について、貴都道府県所管の

地方独立行政法人に対して周知されたい。また、本法の施行に当たっては、都道府県労働局との連携にも特段のご配慮をお願いする。なお、施行期日が令和2年4月1日の改正項目に関する省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

また、別途、貴都道府県の他の各機関の任命権者に対しては当職より、貴都道府県内の各市町村の機関に対しては当省都道府県労働局長より、それぞれ同様の通知を送付していることを申し添える。

記

第1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第81号）関係

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を、令和元年9月6日とすることとしたもの。

第2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第82号）関係（令和元年9月6日施行）

改正法により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第40条に第2項が新設されたため、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第8条で「法第40条の規定による通報」と規定していたところ、「法第40条第1項の規定による通報」と改めるもの。

第3 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第42号）関係（令和元年9月6日施行）

1 対象障害者の確認

(1) 対象障害者の確認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類又はその写しにより行うものとすること。（改正省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「規則」という。）第4条の15関係）

イ 身体障害者　身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師、産業医若しくは健康管理医その他これに準ずる者が作成した診断書若しくは意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書に限る。）

ロ 知的障害者 知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類

ハ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

なお、身体障害者に係る確認における「これに準ずる者が作成した診断書又は意見書」とは、根拠規定が通知である国の行政機関以外の機関における健康管理医が作成した診断書又は意見書を指すものである。また、知的障害者に係る確認における「その他これに準ずる書類」とは、根拠規定が通知である都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳（例えば、東京都においては「愛の手帳」）を指すものである。

(2) 国及び地方公共団体の任命権者による特定身体障害者の確認は、(1)イに掲げるものにより行うものとすること。（改正省令による改正後の規則第11条の2関係）

(3) 市町村及び特別地方公共団体の任命権者に対する対象障害者及び特定身体障害者の確認方法に係る厚生労働大臣の適正実施勧告の権限は、都道府県労働局長に委任することとすること。（改正省令による改正後の規則第46条）

2 国及び地方公共団体の任命権者による任免状況の公表（改正省令による改正後の規則第4条の16関係）

(1) 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者任免状況通報における全ての事項に係る内容を公表することとする。ただし、やむを得ない場合には、その内容に代えて、内容を公表しない旨及びその理由を公表することとすること。

この「やむを得ない場合」とは、例えば障害者の種類・程度の区分ごとの数字が一桁で少なく、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがある場合を想定している。具体的には、それぞれの機関の規模や状況等実情に応じて様々であると考えられることから、適切に判断すること。

なお、各任命権者による任免状況の公表は、令和2年6月1日時点以降の障害者任免状況通報について必要となるものであるが、令和元年6月1日時点の障害者任免状況通報についても率先して公表することが望ましい。

(2) 国及び地方公共団体の任命権者は、任免状況の公表に当たっては、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととすること。

3 国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任（改正省令による

改正後の規則第37条第2項関係)

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任は、改正法による改正後の法第78条第1項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとすること。

具体的には、障害者雇用推進者については、各機関の人事担当責任者が就くことを想定していること。また、障害者雇用推進者の選任に当たっては、発令の有無は問うておらず、各機関において、適切に選任すれば足りる。なお、「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議）において、「各府省等の官房長等を選任すること」としている。

4 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任（改正省令による改正後の規則第40条関係）

(1) 国及び地方公共団体の任命権者が、障害者職業生活相談員を選任する基準となる障害者の数は、5人とすること。また、障害者雇用推進者と同様、選任に当たっては、発令の有無は問うておらず、各機関において、適切に選任すれば足りること。

なお、5人以上の障害者が勤務する事業所ごとに1名を選任することで法令上は足りることとなる一方、事業所の規模、障害者数、障害の種類等に応じて障害者職業生活相談員を複数選任することが望ましく、例えば、各事業所（勤務する障害者数が5人以上）だけでなく、各事業所内の各部局（勤務する障害者数が5人以上）においても少なくとも1名選任することが望ましい。この通達における「事業所」とは、一つの経営組織として有機的に相関連して行われる一体的な経営活動が行われる施設又は場所をいい、雇用保険制度における適用事業所と同様の考え方である。

(2) 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任に係る精神障害者の範囲は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された機関の任命権者に任用されている者とすること。

(3) 国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者とすること。
イ 職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

ロ 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

ハ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

ニ イからハまでに掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者

具体的には、職場適応援助者養成研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する研修及び告示（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号及び平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）で定める研修）を修了した者（改正省令施行前に修了した者を含む。）及び今年度から実施している「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）を修了した者（改正省令施行前に修了した者を含む。）を想定している。

なお、令和3年3月31日までの間は、これに加え、附則で規定する者も認めることとしているので、**8 附則関係 (2) 経過措置** を参照されたい。

(4) 国及び地方公共団体の任命権者による職業生活相談員の選任は、選任すべき事由が発生した日から3月以内に行わなければならないこととすること。具体的には、選任すべき事由が発生した日とは、改正省令の施行日である令和元年9月6日を指し、同日から3月以内（同年12月5日まで）に選任することが必要となる。また、施行日以降に新規採用等により（1）の選任基準を満たすこととなった場合は、当該採用等の日を指す。

(5) 国及び地方公共団体の任命権者が職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、職業生活相談員の氏名、職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実並びに当該事業所の労働者の総数及び当該労働者のうち法第79条第1項に規定する障害者の数を、国の任命権者にあっては厚生労働大臣に、都道府県の任命権者にあっては都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に、市町村及び特別地方公共団体にあっては都道府県労働局の長に、

別紙 1 によりそれぞれ提出するものとすること。

- (6) 一般事業主が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する労働者について、(3) ホに掲げる者について新たに規定することとすること。具体的に当該規定により新たに認められる者としては、(3) ホに掲げる者と同様である。

5 国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出（改正省令による改正後の規則第42条第2項関係）

国及び地方公共団体の任命権者が障害者である職員を免職する場合には、速やかに、免職する障害者である職員の氏名、性別、年齢及び住所、免職する障害者である職員が従事していた職種並びに解雇の年月日及び理由を記載した届書（別紙2）を、当該障害者である職員の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないこととすること。

6 書類の保存（改正省令による改正後の規則第43条関係）

- (1) 法第81条の2の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならないこととすること。
- (2) 書類の保存期間は、対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から3年間とすること。この規定の趣旨は、障害者の雇用義務の適切な履行を確保するためであり、適切な履行に必要な範囲で保存することを求めるものであることから、同一人について確認書類を複数取得した場合（例えば更新等により再度取得した場合）には、複数取得後の確認書類（再度取得したもの）を保存するだけでなく、複数取得前の確認書類（更新等の前に取得していたもの）についても当該事由が発生した時から3年間は保存することが必要である。
- (3) 同条の厚生労働省令で定めるものは、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者に係る確認の書類の写しとすること。

なお、書類の保存に当たっては、現行の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け職高発第1104005号厚生労働省職業安定局長通知別紙）において、障害者雇用状況の報告、障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金又は報奨金の申請のために用いるという利用目的等を明示した上で、本人の同意を得て、その利用目的のために必要な情報を取得するとされていることから、引き続き、対象障害者を確認する際に、書類の保存についても併せて同意を得ることが必要であるので留意されたい。

7 その他

その他改正法による改正に伴う条項ずれの手当等、所要の規定の整備を行うこと。

8 附則関係

(1) 準備行為（改正省令附則第2条関係）

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても行うことができることとすること。

(2) 経過措置（改正省令附則第3条関係）

国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は、**4 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任**（3）に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者とすること。

なお、この取扱いにより障害者職業生活相談員として選任された者については、都道府県労働局又は公共職業安定所が開催する公務部門向けの障害者雇用セミナーや障害者雇用職場見学会等に積極的に参加することが望ましい。

イ 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

ロ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

ハ イ及びロに掲げる者以外の者で、4年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

ここでいう、「労務に関する事項についての実務に従事した経験」とは、人事又は労務の担当者（幹部職員、管理職員、管理監督職員等を含む。）であったと評価できる経験をいい、例えば、人事担当の部署又は係に属して業務を実施した経験を含むものである。

(3) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部の改正（改正省令附則第4条関係）

改正法による改正に伴う改正省令による規則第45条の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

第4 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進

等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第 107 号）関係（令和元年 9 月 6 日）施行）

改正法による改正に伴う所要の規定の整備を行うもの。

(様式17)

障害者職業生活相談員選任報告書

| | | | | | | | | |
|--|-----------------------|----------------|----------------|--|----------------------------|--------------|---|---|
| ① 事 業 所 | 名 称 | | | | ② 事 業 の 種 類 | | | |
| | 所在地 | 〒 TEL | | | | 民間企業・公務部門 | | |
| ③ 労 働 者 数 | ④ 障 害 者 数 | (イ) 身体障害者の数 | (ロ) 知的障害者の数 | (ハ) 精神障害がある者であって 厚生労働省令で定める者 の数 | | (イ)～(ハ)の合計人数 | | |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| 障 害 者 職 業 生 活 相 談 員 | ⑤ 氏 名 | | | | ⑥ 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | ⑦ 選任年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| | ⑧ 職歴等 | | | | | | | |
| ⑨ 権限及び職務区分 | | | | | | | | |
| ⑩ 新任、改任の事由等 | | | | | | | | |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条第2項の規定により、上記のとおり届けます。 年 月 日 | | | | | | | | |
| 公共職業安定所長 殿 | | | | | | | | |
| 事 業 所 所 在 地 | | | | | | | | |
| 事業主代表者又は任命権者氏名 記 名 押 印 又 は 署 名 | | | | | | | | |

〔注意〕

- 1 「②事業の種類」欄には、当該事業所の事業の種類を日本標準産業分類の中分類により記載すること。
- 2 「④障害者数」の(ハ)欄には、
 - ① 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
又は
 - ② 統合失調症、そそうつ病又はてんかんにかかっている者(①に該当する者を除く)であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者であつて、職場適応訓練の終了後当該職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者の数を記載すること。
- 3 「⑧職歴等」欄には、障害者職業生活相談員の資格を有することを明らかにするため、それに必要な職歴、勤務年数、学歴等について記載すること。
- 4 「⑨権限及び職務区分」欄には、障害者職業生活相談員が2人以上いる場合に、この報告に係る障害者職業生活相談員が担当する職務区分、主任等の区分を記載すること。
- 5 事業主代表者又は任命権者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

(様式18(1))

障害者解雇届

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|----------|---|---|
| ① 事 業 所 | 名 称 | | | | | | | ② 事 業 の 種 類 | | | |
| | 所在地 | 〒 | | | | | | | TEL | | |
| ③労働者数 | | ④うち障害者数 (イ～ヘへの合計の 人数) | イ 常時雇用 身体障害者の 数 | ロ 身体障害 者である短時 間労働者の数 | ハ 常時雇用 知的障害者 の数 | ニ 知的障害 者である短時 間労働者の数 | ホ 常時雇用 精神障害者の 数 | ヘ 精神障害 者である短時 間労働者の数 | | | |
| 解 雇 前 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 解 雇 後 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| ⑤解雇の対象となる障害者 | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | 性別 | | 年齢 | | 歳 | 障害の 種 類 | 〔 〕 | | |
| 住 所 | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | |
| 雇用保険被 保険者番号 | | | | | | | | | | | |
| 職 種 | | 雇入れ 年月日 | | | | | | | | | |
| 解雇理由 | | 解 雇 年月日 | | | | | | 障害の 程 度 | 障害の等級・程度 | | |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第81条第1項の規定により、上記のとおり届けます。 | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 公共職業安定所長 殿 | | | | | | | | | | | |
| 事業所所在地 | | | | | | | | | | | |
| 事業主代表者氏名 記名押印又は署名 | | | | | | | | | | | |

〔注意〕

- ②欄には、当該事業所の事業の種類を日本標準産業分類の中分類により記載すること。
- ③、④欄については、解雇前、解雇後の状況をそれぞれ記載すること。
- ⑤の「障害者の種類」欄には、解雇の対象となる者の障害の部位等を記載するとともに、常用雇用身体障害者、短時間雇用身体障害者、常用雇用知的障害者、短時間雇用知的障害者、常用雇用精神障害者、短時間雇用精神障害者のうち該当するものをチェックすること。
- ④のホ欄及び⑤の「障害の種類」欄の「精神障害者」については、
 - 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
又は
 - 統合失調症、うつ病又はてんかんにかかっている者(①に該当する者を除く)であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者であって、職場適応訓練の終了後当該職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者の数を記載すること。

- 5 ⑤の「障害の程度」欄には、解雇の対象となる者の障害の等級等を記載すること。
- 6 事業主代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

障害者免職届

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|---|---|---|--|
| ①事業所 | 名称 | | | | | | | ②事業の種類 | | | | |
| | 所在地 | 〒 TEL | | | | | | | | | | |
| ③労働者数 | | ④うち障害者数 (イ～ヘの合計の 人数) | イ 常時雇用 身体障害者の 数 | ロ 身体障害 者である短時 間労働者の数 | ハ 常時雇用 知的障害者 の数 | ニ 知的障害 者である短時 間労働者の数 | ホ 常時雇用 精神障害者の 数 | ヘ 精神障害 者である短時 間労働者の数 | | | | |
| 免職前 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 免職後 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| ⑤免職の対象となる障害者 | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | 性別 | | 年齢 | | 歳 | 障害の種類 | 〔 〕 | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 雇用保険被保険者番号 | | | | | | | | | | | | |
| 職種 | | 任用 年月日 | | 障害の等級・程度 | | | | | | | | |
| 免職理由 | | 免職 年月日 | | | | | | | | | | |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第81条第2項の規定により、上記のとおり届けます。 | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | | |
| 公共職業安定所長 殿 | | | | | | | | | | | | |
| 事業所所在地 | | | | | | | | | | | | |
| 任命権者氏名 記名押印又は署名 | | | | | | | | | | | | |

〔注意〕

- ②欄には、当該事業所の事業の種類を日本標準産業分類の中分類により記載すること。
- ③、④欄については、免職前、免職後の状況をそれぞれ記載すること。
- ⑤の「障害者の種類」欄には、免職の対象となる者の障害の部位等を記載するとともに、常用雇用身体障害者、短時間雇用身体障害者、常用雇用知的障害者、短時間雇用知的障害者、常用雇用精神障害者、短時間雇用精神障害者のうち該当するものをチェックすること。
- ④のホ欄及び⑤の「障害の種類」欄の「精神障害者」については、
 - 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
又は
 - 統合失調症、うつ病又はてんかんにかかっている者(①に該当する者を除く)であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者であって、職場適応訓練の終了後当該職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者の数を記載すること。

- 5 ⑤の「障害の程度」欄には、免職の対象となる者の障害の等級等を記載すること。
- 6 任命権者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 根本 晋三
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十一号
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令
の一部を改正する政令
内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第八条中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和元年八月三十日
内閣総理大臣 安倍晋三

この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

| 目次 | 改 | 正 | 後 | |
|--|---|---|---|-------------|
| 第一章 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。 | | | | |
| 第二章 障害者就業・生活支援センター(第四条の六—第四条の十二) 障害者就業・生活支援センター(第四条の六—第四条の十三) | | | | |
| 目次 | 改 | 正 | 前 | (傍線部分は改正部分) |
| 第一章 職業リハビリテーションの推進 第一節・第二節(略) | | | | |
| 第二章 職業リハビリテーションの推進 第一節・第二節(略) | | | | |
| 第三章 障害者就業・生活支援センター(第四条の六—第四条の十三) | | | | |

○厚生労働省令第四十二号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十六号)の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十八条第六項、第四十条第二項、第四十三条第九項、第四十八条第四項及び第九項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十一条第二項、第八十二条の二並びに第八十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年九月五日

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節 対象障害者の雇用義務等(第四条の十二～第十四条)

第二節～第五節 (略)

第四章・第五章 (略)

附則 (略)

(知的障害者)

第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター(次条及び第四条の十五第二号において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。

(削る)

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 対象障害者の雇用義務等

第四条の十二 (第四条の十四) (略)

(法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類)

第四条の十五 法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しとする。

一 身体障害者 次に掲げる書類のうちいずれかの書類

身体障害者手帳
身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三条に規定する産業医又は人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第九条第一項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した診断書又は意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書に限る。)

二 知的障害者 知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類

三 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

(国及び地方公共団体の任命権者が公表する事項等)

第四条の十六 法第四十条第二項の規定による公表は、同条第一項の規定により通報した全ての事項に係る内容を公表することにより行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該内容に代えて、公表しない旨及びその理由を公表することができる。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、前項に定める事項及び理由を公表するに当たつては、公示した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類)

第十二条の二 第四条の十五(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類について準用する。

(特定身体障害者雇用率)

第十二条 法第四十八条第六項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一條に定める特定職種(次条及び第十四条において「特定職種」という。)について、百分の七十とする。

(法第四十八条第七項の厚生労働省令で定める数)

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節 対象障害者の雇用義務等(第四条の十四～第十四条)

第二節～第五節 (略)

第四章・第五章 (略)

附則 (略)

(知的障害者)

第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。

第四条の十二及び第四条の十三 削除

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 対象障害者の雇用義務等

第四条の十四～第四条の十六 (略)

(新設)

第四条の十四～第四条の十六 (略)

(新設)

(特定身体障害者雇用率)

第十二条 法第四十八条第四項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一條に定める特定職種(次条及び第十四条において「特定職種」という。)について、百分の七十とする。

(法第四十八条第五項の厚生労働省令で定める数)

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第七項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」(法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。)と、「対象障害者」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

(障害者雇用推進者の選任)

第三十七条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。第四十条第二項及び第三項において同じ。)は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

第二十一条 前項の規定は、法第七十八条第二項の規定による事業主における障害者雇用推進者の選任について準用する。この場合において、「法第七十八条第一項各号」とあるのは、「法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとする。

第三十八条 法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

第二十二条 (法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格)

第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 (前各号に掲げる者に準ずる者)

三 (障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 法第七十九条第一項及び第二項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

二 国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合は、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする)の長に提出するものとする。

一 障害者職業生活相談員の氏名

二 障害者職業生活相談員として選任するためには必要な資格を有することを明らかにする事実

三 当該事業所の職員又は労働者の総数及び当該職員又は労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者(次条及び第四十二条第一項において「障害者」という。)の数

3 | 前項の届出は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者に提出するものとする。

一 国及び都道府県の任命権者 厚生労働大臣

二 市町村及び第四条の十二に規定する特別地方公共団体(第四十六条第一項において「市町村等」という。)の任命権者 当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長

三 事業主 当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」(法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。)と、「対象障害者」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは、「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは、「令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

(障害者雇用推進者の選任)

第三十七条 事業主は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

(新設)

第三十八条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数

第二十二条 (法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者)

第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 (新設)

(障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 法第七十九条第一項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

二 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合は、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする)の長に提出するものとする。

一 障害者職業生活相談員の氏名

二 障害者職業生活相談員として選任するためには必要な資格を有することを明らかにする事実

三 当該事業所の労働者の総数及び当該労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者(次条及び第四十二条において「障害者」という。)の数

3 | (新設)

(解雇の届出)

第四十二条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに、次の事項を記載した届書を、当該障害者である労働者の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
二 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
三 解雇の年月日及び理由

2 | 前項の規定は、法第八十一条第二項の国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出について準用する。

(書類の保存)

第四十三条 法第八十一条の二の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならない。

2 | 法第八十一条の二の書類の保存期間は、当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間とする。
3 | 法第八十一条の二の厚生労働省令で定めるものは、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者に係る第四条の十五各号に掲げる書類の写し（その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

(報告)

第四十四条 法第八十二条第一項の規定による報告の微収及び同条第二項の規定による報告の命

令は、文書によつて行うものとする。

第四十五条 法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。
(立入検査のための身分証明書)

第四十六条 法第八十二条第一項の規定による報告の微収及び同条第二項の規定による報告の命

令は、文書によつて行うものとする。

(権限の委任)

第四十六条 法第三十八条第七項、第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの及び法第四十二条の認定に係るものは、都道府県労働局長に委任する。

2 | 法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五项（法第四十八条第十項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第七項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(解雇の届出)

第四十二条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに、次の事項を記載した届書を、当該障害者である労働者の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出しなければならない。

一 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
二 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
三 解雇の年月日及び理由

(新設)

(報告)

第四十三条 法第八十二条第一項の規定による報告の微収及び同条第二項の規定による報告の命

令は、文書によつて行うものとする。

第四十四条 法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。
(立入検査のための身分証明書)

(書類の備付け及び保管)

第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにできる書類を備え付けるものとする。

2 | 事業主は、前項の書類を当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

(権限の委任)

第四十六条 法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体（以下この項において「市町村等」という。）の任命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの及び法第四十二条の認定に係るものは、都道府県労働局長に委任する。

2 | 法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五项（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一・二 (略)

第五条 前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

第七条 前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十六号)から施行する。

(準備行為)

第二条 この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十七条第一項に規定する障害者雇用推進者の選任及び第四十条第一項に規定する障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格に関する暫定措置)

第三条 改正法による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、令和三年三月三十一日までの間はこの省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一項に定める者(ほか、次の各号のいずれかに該当する者とする)。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による専門学校を含む)を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)で、その後二年以上、雇用管理その他の労務に関する事項(以下この条において「労務に関する事項」という)についての実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む)又は高等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後三年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者以外の者で、四年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一 (第三条及び第四条関係)
表一

| (略) | (略) | (略) | (略) |
|---------------------------------------|-----|------|------|
| 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号) | (略) | (削る) | (削る) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

表一～表四 (略)

附 則

第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十五の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一・二 (略)

第五条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

第七条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

別表第一 (第三条及び第四条関係)
表一

| (略) | (略) | (略) | (略) |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号) | (略) | (略) | (略) |
| (第四十五条第一項の規定による書類の備付け) | (第四十五条第一項の規定による書類の備付け) | (第四十五条第一項の規定による書類の備付け) | (第四十五条第一項の規定による書類の備付け) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

表一～表四 (略)

○厚生労働省告示第百十号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第四十一号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十七第一項、第四条の十八第一項、第八条の六第二項及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月五日 厚生労働大臣 根本 匠
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者一部を改正する告示
 （障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

（傍縁部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第六条 則第四十五条の厚生労働大臣の定める様式は、様式第八号とする。 | 第六条 則第四十四条の厚生労働大臣の定める様式は、様式第八号とする。 |

様式第五号の一を次のように改める。

様式第5号の2（第3条の2第1項関係）

（日本産業規格A列4）

國 の 特 例 承 認 申 請 書
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

（省庁） 及び（外局等）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度の適用について、同法第41条第1項の承認を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の17第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

（省庁）
機関名
任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名

（外局等）
機関名
任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名

〔注意〕

- この申請書には、様式第5号の3のほか、様式第5号の3（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
様式第五号の四を次のように改める。

様式第5号の4（第3条の3第1項関係）

（日本産業規格A列4）

地 方 公 共 団 体 の 特 例 認 定 申 請 書

都道府県労働局長 殿

令和 年 月 日

（地方公共団体の機関） 及び（その他機関）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度の適用について、同法第42条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の18第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

（地方公共団体の機関）

機関名

任命権者の官職及び氏名

記名押印又は署名

（その他機関）

機関名

任命権者の官職及び氏名

記名押印又は署名

〔注意〕

- この申請書には、様式第5号の5のほか、様式第5号の5（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第六号（裏面）中「法第78条」や「法第78条第2項」に該当する。

様式第六号の八（裏面）中「法第78条」や「法第78条第2項」及び「法第78条第1号」や「同項」に該当する。

様式第六号の十（裏面）を次のように改める。

様式第6号の10（裏面）

〔注意〕

- 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ポール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても同項に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の（）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 10 ⑩欄、②(ハ)欄及び②(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑯(イ)欄並びに⑯(イ)、(ロ)、(ハ)及び⑯(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑯欄には、⑯欄の数に1.2%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。
- 12-2 ⑰(ワ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 13 ⑯(ハ)欄並びに⑯(ホ)、(ヌ)、(カ)及び⑯(ヨ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
 (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
 (2) ⑳欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。
 (3) ㉑欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るもの）を含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合には申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の3(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。
- また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の3(2)）に準じて作成した書面を添付すること。

- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号の十二（裏面）中「別紙に所定」の下に「の記載事項を記載し、提出するに」と加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成五年労働省告示第八号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍縁部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十九条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「平成九年改正前の能開法」という。）による職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）を修了した者とする。 | 第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十九条第一号の厚生労働大臣が定める者は、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）による職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）を修了した者とする。 |
| 第二条 規則第三十九条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 | 第二条 規則第三十九条第一号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 |
| 一 一五 （略） | 一 一五 （略） |

附 則

（適用期日）

1 この告示は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。